

## 国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書兼同意書

由仁町長様

高額療養費の支給申請手続簡素化について、裏面の同意事項を了承の上、申請します。

申請日	年月日									
申請内容	新規・口座変更・解除									
被保険者記号・番号										
世帯主	住所									
	氏名									
生年月日	年月日									
個人番号										
電話番号										

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（下欄の口座情報の記入不要）。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する（下欄の口座情報を記入）。									
振込	金融機関	銀 行 信用金庫 農 協 信用組合			支店名	支店 支所 出張所				
	口座種別	1. 普通（総合） 2. 当座			口座番号					
	フリガナ 口座名義人									
（世帯主と口座名義人が違う場合は、この欄に署名をしてください。） 上記名義人口座への振込を了承します。 世帯主氏名										

同意事項（解除申請の場合は同意不要）

□ 振込について

- ・ この申請以降に発生した高額療養費については、指定の口座に振り込むこと。  
ただし、申請前に発生した高額療養費（既に支給申請書を送付しているもの）については、従前どおり支給申請を行うこと。また、申請書兼同意書の受付年月日によつては、次回高額療養費該当時に自動振込とならず、従来の支給申請書による申請手続が必要となる場合があるため、そのような場合も、従前どおり支給申請を行うこと。
- ・ 高額療養費外来年間上限を超えた場合は、指定の口座に振り込むこと。  
ただし、計算期間中に他の健康保険に加入歴がある場合は、従前どおり支給申請を行うこと。
- ・ 振込先を変更する際は、必ず届け出ること。
- ・ 公金受取口座を登録又は変更した場合、手続のタイミングによっては、公金受取口座へ振込ができない場合があること。

□ 自動振込の解除について

- ・ 指定された口座に振込ができなくなった場合や、世帯主又は被保険者番号が変更になった場合は簡素化が解除されること。
- ・ 医療機関へ支払う一部負担金に未納があった場合は簡素化が解除されること。

□ その他

- ・ 通勤途中・仕事上の負傷や第三者の行為による負傷の際は、必ず届け出ること。
- ・ 地方単独公費等に係る高額療養費が発生した場合は、その全額又は一部を由仁町又は北海道の地方単独公費相当に振り替えられること。
- ・ 高額療養費の支給事務に必要な医療費等の情報を、由仁町が医療機関に照会すること。
- ・ 自動振込の適用中に、支給がある場合は支給決定通知書を送付されるが、支給がない場合は不支給決定通知書は送付されないこと。
- ・ 自動振込の適用中に、高額療養費申請手続の案内は送付されないこと。
- ・ 国民健康保険税に滞納がある場合は、由仁町国保の判断で支給額を国民健康保険税へ充当すること。
- ・ 医療機関へ支払う一部負担金に未納があった場合は支給を受けた高額療養費を由仁町国保へ返還すること。
- ・ 高額療養費支給後、医療機関から由仁町へ請求金額に変更があり、由仁町国保へ返還すべき高額療養費が発生した場合は、その後支給が発生する高額療養費と相殺すること。

□ 上記のとおり、全ての事項に同意します。

世帯主氏名